

中高生向けビジネスアイデアコンテスト開催事業業務委託仕様書

1 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

山梨県では、本県における起業家の創出・育成および起業機運の醸成を図るため、主に中高生を対象として参加者を募り、ビジネスアイデアコンテスト等を開催する。なお、事業の効果が認められる場合には、対象年齢をより低年齢層にも拡大し、幅広い世代の参画を促進する。中長期的には、本事業を通じて若者起業家の増加及び県内企業への定着率の向上を目的とする。

(2) 事業概要

次の対象、目的、内容を踏まえて効果的なビジネスアイデアコンテスト等を開催する。

- ・対象: 県内の中学生及び高校生(個人参加又はチーム参加)
ただし、事業目的に照らし事業全体として効果的であると認められる場合には、必要な配慮を行ったうえで小学生からの参加を受けることも可とする
- ・目的: 起業家精神の修得、県内産業及び県内企業に対する愛着心の醸成
- ・内容: キックオフイベント(事業説明会、起業家による講演会、ビジネスプラン作成に係る知識の修得講座)の開催
ビジネスプランの作成及びブラッシュアップの支援(フィールドワークを含む)
ビジネスアイデアコンテスト等の開催

2 委託業務の内容・留意事項等

(1) 委託業務の内容

ア 全般的事項

- ・ 県内企業や若手起業家を講師やメンターとして巻き込むことで、県全体の起業・創業機運の醸成に資する内容とする。
- ・ 多くの学校から参加者を集められるよう、県内の教育機関を訪問するなどし、本事業の周知、普及を図る。

イ 事業の周知

- ・ 事業の告知にあたっては、山梨県のスタートアップ支援サイト「STARTUP YAMANASHI」を活用すること。その他、チラシや受託者独自の WEB サイト等で告知を行うことも可とする。

ウ キックオフイベントの開催

- ・ 事業説明会を兼ねたキックオフイベントを開催する。
- ・ 若者の身近な手本となるような先輩起業家の講演などを行うことで、「起業家精神(アントレプレナーシップ)」を学ぶ機会とする。
- ・ 起業やビジネスプラン作成にかかる基礎知識を習得できる場とする。

エ ビジネスプラン作成支援(フィールドワークを含む)

- ・ 取り上げた課題にかかるビジネスアイデアの抽出、ビジネスプランの作成の支援を行う。

- ・ 企業への現場ヒアリングやフィールドワークを通じた課題の探究を支援するとともに、その課題の解決に向けたビジネスプランのブラッシュアップを支援する。
- ・ 参加者のメンター(指導者)として県内企業や若手起業家を配置することで、ビジネス視点でアイデアをビジネスプランへ昇華するプロセスを学ぶとともに、県内企業や若手起業家との接点を創出する。
- ・ 参加者のメンター(指導者)として金融機関等を配置することで、競合優位性の分析やマネタイズ面などの面から、作成するビジネスプランのレベルの更なる向上を図る。
- ・ ビジネスプランの作成にあたっては、県内企業と連携すること条件とし、参加者と県産業との接点を創出する。

オ コンテスト予選会の開催

- ・ チームごとにビジネスプランをプレゼンテーションし、起業支援の専門家を含めた審査員による審査・助言を行うとともに、最終審査に参加するチームを選出する。
- ・ 事業の実施状況に応じて効果的であると認められる場合には、チームごとにビジネスプランをプレゼンテーションし、企業支援の専門家を含めた講評者による講評を行う形式も可とする。ただし、この場合は予め県と協議すること。

カ コンテスト本選の開催

- ・ 審査会において、表彰するチーム(上位3チーム程度)を決定するための最終審査を行う。

(2) 留意事項

未成年を対象とした事業であることに鑑み、事業の運営に際しては、参加者及びその保護者に対して十分な配慮を行うこと。具体的には、以下の事項に留意すること。

- ・ 参加にあたり、事前に保護者の同意を適切に取得すること。
- ・ 事業内容、スケジュール、活動場所、緊急時の対応等について、参加者及び保護者に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- ・ 参加者の安全確保を最優先とし、事故防止及び体調管理に十分配慮した運営体制を整えること。
- ・ 個人情報への取扱いについては、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。
- ・ 長時間の拘束や過度な負担とならないよう、年齢に応じた無理のないプログラム設計とすること。
- ・ ハラスメントの防止や公正な評価の確保など、安心して参加できる環境づくりを徹底すること。

(3) その他

- ・ 日程詳細は、県と協議して確定すること
- ・ 会場については、受託者にて確保すること
- ・ 本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

(4) 業務達成度の評価

受託事業者は、次に示す評価指標の達成に向けて業務を遂行すること。

- ・事業目的の達成に資する魅力的な企画としたうえで、応募数が 10 チーム以上となるよう、効果的に事業の周知を行うこと。
- ・事業終了後、参加者に対してアンケートを実施し、起業意欲が高まった又は県内企業への就職意欲が高まったと回答した者の割合が 60 パーセントを超えるよう、創意工夫を行うこと。

(5) 成果物の納入

受託事業者は、成果物として次の資料等を納入する。

- ・ 委託業務実績報告書(第1号様式)
- ・ その他事業実施に関し、別途県が指示する資料

4 委託事業の一般原則

- (1) 事業の再委託は原則禁止とし、必要な場合は山梨県と協議の上、決定する。
- (2) 応募者のプライバシー保護や応募者から取得した個人情報の使用には十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
委託業務の範囲において、BCC でメール送信する業務が想定される場合は、TO や CC で送信する誤りを防止するシステムやツールを使用すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (4) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については山梨県に帰属する。
- (5) 事業内容に応じて、オンライン形式による開催によっても、対面形式(リアル)による開催と同等以上の事業効果が期待できる場合は、オンライン形式による開催も可とする。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

5 委託事業の実施状況の報告

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、スタートアップ・経営支援課の担当者とは毎月1回程度の打ち合わせを実施すること。委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書(第1号様式)を県に提出すること。

6 仕様の変更について

受託事業者は、やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。